

白岡ニュータウン自治会 LINE 掲載運用規程

(目的)

1. 本規程は、白岡ニュータウン自治会(以下自治会)活動の情報を迅速・確実に周知し、災害・防犯等の緊急連絡の即時性を高め、回覧板のデジタル補完(電子回覧)として会員の利便性を向上させることを目的とする
2. 自治会の公共性・中立性を維持し、誤解や混乱を招かないよう正確・簡潔な発信を基本とする

(組織体制)

1. 運用責任者は自治会長とし、自治会長は運用担当者として広報部役員等を任命する。
2. 運用担当者は投稿前に掲載内容を本規程に準拠しているか最終チェックを行い、問題がある場合は、会長・広報部担当副会長・広報部役員との個別審査を提案する

(掲載内容)

1. 主な掲載内容
 - 1) 自治会主催の行事(清掃、集会、夏祭り、資源回収、見守り活動等)の案内および結果
 - 2) 防災・防犯・気象・ライフライン等の緊急情報(自治体発表の反映を基本とする)
 - 3) ごみ出し等の生活情報、子ども会・高齢者会・防災訓練の案内
 - 4) 行政・地域の公式情報へのリンク(市・県・消防・警察等)
2. 緊急情報や大規模災害時の情報配信
3. その他、自治会で掲載が必要と判断したもの

(掲載基準(ガイドライン))

1. 政治・宗教・営利目的の内容や、誹謗中傷・差別・違法・わいせつ・虚偽等は不可

2. 著作権・肖像権に配慮し、他者コンテンツは権利処理の上で出典を明記。個人の写真は本人(子どもの場合は保護者)の同意を得た上で掲載し、基本は個人が特定化できないように画像処理(トリミングや目隠し等)を行うこととする
3. 個人情報(氏名・住所・連絡先等)の掲載は原則禁止。掲載が必要な場合は本人の了承のもと掲載する
4. コメント・返信機能は設定しない
5. 掲載基準は「白岡市 LINE 公式アカウント運用方針」を参考に運用する

(他団体からの広報依頼の取扱い)

1. 基本原則

- 1) 自治会運用の中立性保持のため、有償広告・営業宣伝は取り扱わない
- 2) 官公庁・公共機関等の公共目的の情報は扱うが、企業・政治・宗教等の勧誘は不可とする
- 3) リンク先は原則として公共性の高いサイト(国・県・市・公共団体等)。例外的に地域 NPO 等を扱う場合も、営利勧誘性の低い情報に限る

2. 掲載対象

- 1) 官公庁・学校・消防・警察・医療機関等の公的機関
- 2) ボランティア(営利・政治・宗教を除く)等の非営利団体
- 3) 白岡ニュータウン自治会会員を対象とし自治会施設を利用して開催される、会員の生活利便・防災・防犯・ライフライン等に寄与する催し物(企業主催を含む)
- 4) 上記以外は個別審査対象とし、協議を行い可否について決定する

3. 申請手続

- 1) 提出期限:配信希望日の 14 日前まで(緊急情報は随時)
※個別審査時は別途日数を要することがある
- 2) 提出物:①白岡ニュータウン自治会 LINE 掲載申請書、②掲載文(タイトルおよび必須項目を含む、全角 300 字以内)の印刷資料、③掲載画像もしくはポスター等(1 枚まで)の印刷資料
- 3) 提出方法:自治会事務所(センタープラザ)へ直接提出する
- 4) 審査・編集:運用担当者が本規程基準に照らし確認を行う
必要に応じ個別審査を実施する。また、要約・表現調整を行う場合がある
- 5) 掲載手数料は別途定める「LINE 掲載細則」に準拠する

4. 掲載方法

- 1) 掲示のみ
- 2) リンク先の範囲は原則公的サイトとする(例外を設ける場合は運用責任者の承認を得る)

5. 不掲載・取下げ

- 1) 掲載決定後でも、次に該当する場合は削除とする
政治・宗教・営業宣伝、法令・公序良俗違反、青少年保護等に反するもの、射幸心をあおるもの、虚偽・誇大表示、個人情報の露出、その他自治会が不適当と認めるもの

6. 免責

- 1) 掲載内容における真実性・安全性・無断掲載等のトラブル・著作権等の責任は掲載申請者とする。自治会は掲載内容に起因する不利益に責を負わない(一般的な自治体広報の免責に準拠)

(規程の改廃)

1. 社会情勢・法令・ガイドラインの改訂や運用実態に応じ、年1回以上の見直しを行う
2. 改訂は役員会で決定する

(改訂履歴)

本規程の施行 2025 年 10 月 1 日